

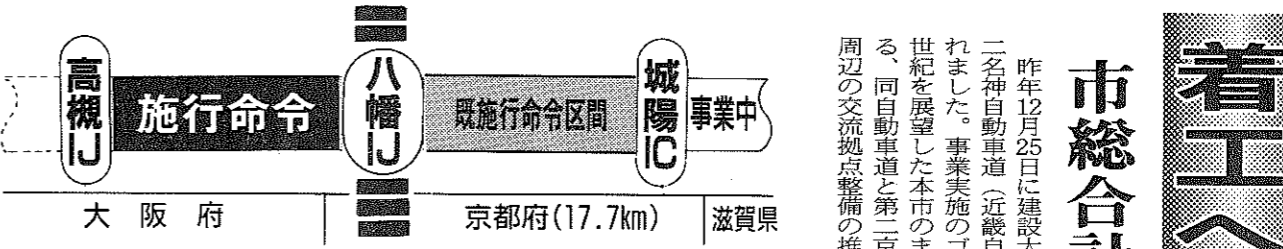
安曇橋周辺の「やわた放生の景」(手づくり郷土賞受賞)と市民の皆さんの関わりについて作文を募集します。400字詰め原稿用紙2枚。題名、住所、氏名、年齢、職業を記入のうえ、放生の景と応募者が写っている写真を添え、市役所公園緑地課へ。2月15日締切。



発行 八幡市役所 (2月1日発行) 京都府八幡市八幡園内75 電話 (075)983-1111 FAX (075)982-7988 編集 企画政策部秘書広報課

人口 7万3967人(前月比) 男:3万6576人 女:3万7391人 世帯 2万6232世帯 動き 出生 60人 死亡 31人 (12月分) 転入 237人 転出 267人

第二自動車道 八幡 高槻間に施行命令



着工へのゴーサイン 市総合計画推進にもはずみ 昨年12月25日建設大臣が日本道路入団に対し、本市の美濃山地区を通る第二自動車道(近畿自動車道)を古屋戸線の八幡・高槻間に施行命令が出されました。事業実施の「ゴーサイン」とも言う施行命令が出されたことにより、21世紀を展望した本市のまちづくりの指針となる第三次市総合計画(掲げている、同自動車道と第二京阪道路が交差する「仮称」八幡インタージャンクション周辺の交通施設整備の推進にも大きなはずみとなります。

情報公開懇話会から提言 公開請求は「だれでも」 公開決定は「8勤務日以内」 懇話会は、昨年6月に市の情報公開制度の基本的なあり方と、同制度に係る主要な課題の協議・検討を目的に発足。毎月1、2回のペースで開催し、12月4日(仮称)八幡インタージャンクションの完成予想模型

市議案第4回定例会 全議案可決し閉会 市議案第4回定例会は、12月8日開会された平成10年八幡市議会第4回定例会(12月議会)は、補正予算案や条例改正案、人事案など、市長から提案した議案を、市議会の議決を経て、12月25日に閉会された。

有都小 南校舎をリフレッシュ コンピュータ教室も整備 昨年7月から進めていた有都小の南校舎の大規模改修工事がこのほど完了しました。今回の工事は、屋上防水工事、床の張り替え内装と天井の塗装、外構の改修(耐震補強など)です。また、大規模改修に合わせて、八幡第二小学校に統合してコンピュータ教室も整備しました。同校では平成7年度に北校舎、平成9年度に体育館の大規模改修工事を実施しており、今回の南校舎の工事で全て完了することになります。

市議会第4回定例会 全議案可決し閉会 市議案第4回定例会は、12月8日開会された平成10年八幡市議会第4回定例会(12月議会)は、補正予算案や条例改正案、人事案など、市長から提案した議案を、市議会の議決を経て、12月25日に閉会された。

生活情報 センター 上半期の相談まとめ 過去最高の371件 相談対象金額は5億4000万円 相談の拠点、くらの情報発信基地として、男山中生活情報センターが、このほど平成10年度上半期(4月～9月)の相談状況をまとめました。

市社会福祉協議会が ホームページを開設 八幡市社会福祉協議会では、このほど、ホームページを開設しました。

出張受付日程表 月日曜 場所 時間 月日曜 場所 時間 2/12 金 コミュニティセンター月愛 9:30~11:30 2/19 金 橋本公民館 9:30~12:00

掛金の内容 区分 個人負担額 市補助額 備考 生活保護家庭 - 500円 申込時に保護受給証明書等を持参ください



出 動人員は、消防団員、婦人防火推進隊員、自主防災推進協議会員、防火推進連絡員、市消防本部職員、合計431人、車両16台。1月10日、青空が広がるものの絶え間なく寒風が吹くなか、平成11年消防出初式が市役所のグラウンドで行われました。

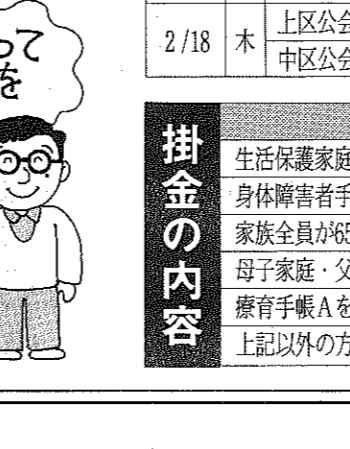
初 参加の自主防災推進協議会員と防火推進連絡員らも交えての一条乱れぬきびきびとした入場行進でスタート。団旗と隊旗、消防本部旗の登壇後、服装や機械器具の閲閲と点検を実施。続いて市長が式辞、消防団長らが訓辞を述べ、防災・防火に活躍する団員らを励ました。

式典の後には、市消防本部職員によるはしご車を使った救助訓練や、婦人防火推進隊員の可搬式ポンプの操作訓練が披露されました。最後に今年1年間の安全を祈り、消防ポンプ車など14台から青空に向かって一斉放水を行い、防災と防火の決意を新たにしました。

生活情報 センター 上半期の相談まとめ 過去最高の371件 相談対象金額は5億4000万円 相談の拠点、くらの情報発信基地として、男山中生活情報センターが、このほど平成10年度上半期(4月～9月)の相談状況をまとめました。

万一の事故に備えて 市では、平成11年度の「交通災害共済」の加入受付を行います。交通災害共済は、1人年間500円の掛け金で、1万円から最高120万円の見舞金が支払われます。

交通災害共済に加入を 年間500円の掛金で最高120万円の見舞金 3月31日まで 加入受付 右表の出張受付のほか、3月1日(月)からは市役所2階の道路河川課窓口で、土曜・日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時30分まで受け付けます。





# 所得税 住民税

# 確定申告を忘れずに

## 2月16日(火)から3月15日(月) 文化センター3階 第3会議室 《水曜日を除く 月～金曜日 午前9時～11時・午後1時～4時》

### 申告相談

#### 申告相談のみなさんへ

水曜日は、出張相談を行いますので、文化センターでの申告相談は行いません。文化センターでの相談は、水曜日を除く月・火・木・金曜日にお越しください。

文化センター3階第3会議室では、八幡市職員が申告の相談に応じます。消費税の申告、青色申告、土地・家屋・株式等の譲渡所得、高額な事業所得(営業等)、住宅取得特別控除、退職金(分離課税)については、受付できません。直接、税務署へ相談されるか、税務署の出張納税相談日をお願いします。また、上記以外の申告であっても内容によっては、職員で受付し兼ねる場合があります。あらかじめご了承ください。

駐車スペースが限られていますので車でのお越しはご遠慮ください

#### 出張相談の日程

日	月	受付時間	場所	対象地区
3/10	(水)	午後9時～11時	山梨公民館	右記以外の地区
3/3	(水)	午後9時～11時	橋本公民館	橋本地区
2/24	(水)	午後9時～11時	山梨公民館	男山地区
2/17	(水)	午後9時～11時	都隣保館	6区地区
		午後9時～11時	有智郷市民センター	有智郷地区
		午後9時～11時	セーナター	都々城地区

駐車スペースが限られていますので車でのお越しはご遠慮ください

#### 所得税申告が必要な人

所得税(国税)の確定申告は住民税(市税・府民税)の申告を兼ねています。この申告をしなくてはならないのは、次に掲げる人です。

【事業所得者(営業・農業)】  
そのほかの事業や利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得、譲渡所得、一時所得、山林所得などがある人で、平成10年中に各種所得の合計額から各種所得控除、扶養控除、基礎控除、その他の所得控除を差し引いた税額を算出した税額が多額に上った場合

【給与所得者(サラリーマン)】  
給与所得者は、年末調整で所得税の精算が行われますので、一般的には申告は不要ですが、次のいずれかに該当する場合は、申告が必要となります。

▼平成10年中の給与の収入額が200万円を超える人

▼給与を2か所から受けている人で、年末調整された主たる給与以外の、従って、あたる給与の収入額と「給与所得と退職所得以外の所得」の合計額が20万円を超える人

▼家事用車や外国車、在日小館(勤務する人など、給与の支払時に所得税を源泉徴収されない人)

▼同族会社の役員やその親族などとして法人から給与のほかに「貸付金の利息や地代、店舗工場などの賃借料、機械器具の使用料」などの支払いを受けている人

▼火災を受けたために、平成10年に給与についての源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人

▼退職所得で退職所得の受給に関する申告書が未提出の20%の税率で源泉徴収された税額が、正規の税額よりも少ない人

#### 住民税申告が必要な人

2月16日から文化センター3階第3会議室で受け付けを行います。住民税(市税・府民税)の申告書に必要事項を記入し、3月15日までに申告を済ませてください(ただし、確定申告をする人、給与支払報告書を提出する人は不要です)

▼平成11年1月1日現在において市内に住所があり平成10年中に所得があった人

▼市内に住所はないが、家屋や店舗、事務所などがある人

▼平成10年中の所得金額の多少にかかわらず、事業専従者控除を受けようとする人

▼雑種除や医療費控除を代わる土地や家屋を譲渡した人

#### 固定資産税の減額

新築住宅や土地を建築した場合など、次の要件に該当する場合は、固定資産税(市税)の税額が減額されます。

【不動産取得税(府税)】  
住宅や住居用土地を取得した場合で、一定の要件を満たす場合は、固定資産税の税額が軽減されます。

【面積課税(市税)】  
平成10年1月1日から平成11年1月1日までに、1戸当たりの居住部分の床面積が40平方メートル以上240平方メートル(戸建て以外の家屋住宅にあっては35平方メートル以上240平方メートル)以下の住宅、または住居用住宅で居住用の部分(一定の割合以上の住宅を新築した場合、3相にわたって20平方メートルにわたって20平方メートルにわたって)の固定資産税が2分の1に減額されます。

また、中高層耐火建築物で地上階数が3階以上の住宅にあっては、5年にわたって税額が同様に2分の1に減額されます。

▼耐火構造住宅17万6千円

#### 家屋売却や取壊し

1月2日以降に土地や家屋を売却された場合、平成11年1月1日現在の所有税を平成11年度分の税額に課税されます。売った後でも固定資産税を納めていたことになり、売ったときに、売値の日以後の増減等の変更があった人は、すみやかに市役所または、登録も早急で済ませてください。

#### 土地購入者の課税

1月2日以降に土地や家屋を売却された場合、平成11年1月1日現在の所有税を平成11年度分の税額に課税されます。売った後でも固定資産税を納めていたことになり、売ったときに、売値の日以後の増減等の変更があった人は、すみやかに市役所または、登録も早急で済ませてください。

#### 住宅取得等特別控除

住宅ローンなどを利用してマイホームを取得したり、大規模な増改築をしたとき、「住宅取得等特別控除」を受けることができます。

①対象となる住宅を取得した日(左参照)から、6ヶ月以内に入居し、引き続き居住していること

②入居した年及びその前後2年間に、居住用財産の譲渡、交換、買入れ、売却等による所得が、申告の方法や添付書類等により、宇治税務署長(市役所市民税課)に認められること

③所得金額が300万円以下であること

④家屋を取得するための借入金の償還期間が10年以上であること

住宅取得等特別控除を受けるには、確定申告が必要で、申告の方法や添付書類等は、宇治税務署市民税課へお問い合わせください。

#### 住宅ローンで所得税が軽減

住宅ローンなどを利用してマイホームを取得したり、大規模な増改築をしたとき、「住宅取得等特別控除」を受けることができます。

①対象となる住宅を取得した日(左参照)から、6ヶ月以内に入居し、引き続き居住していること

②入居した年及びその前後2年間に、居住用財産の譲渡、交換、買入れ、売却等による所得が、申告の方法や添付書類等により、宇治税務署長(市役所市民税課)に認められること

③所得金額が300万円以下であること

④家屋を取得するための借入金の償還期間が10年以上であること

住宅取得等特別控除を受けるには、確定申告が必要で、申告の方法や添付書類等は、宇治税務署市民税課へお問い合わせください。

#### 住民税申告が必要な人

所得税(国税)の確定申告は住民税(市税・府民税)の申告を兼ねています。この申告をしなくてはならないのは、次に掲げる人です。

【事業所得者(営業・農業)】  
そのほかの事業や利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得、譲渡所得、一時所得、山林所得などがある人で、平成10年中に各種所得の合計額から各種所得控除、扶養控除、基礎控除、その他の所得控除を差し引いた税額を算出した税額が多額に上った場合

【給与所得者(サラリーマン)】  
給与所得者は、年末調整で所得税の精算が行われますので、一般的には申告は不要ですが、次のいずれかに該当する場合は、申告が必要となります。

▼平成10年中の給与の収入額が200万円を超える人

▼給与を2か所から受けている人で、年末調整された主たる給与以外の、従って、あたる給与の収入額と「給与所得と退職所得以外の所得」の合計額が20万円を超える人

▼家事用車や外国車、在日小館(勤務する人など、給与の支払時に所得税を源泉徴収されない人)

▼同族会社の役員やその親族などとして法人から給与のほかに「貸付金の利息や地代、店舗工場などの賃借料、機械器具の使用料」などの支払いを受けている人

▼火災を受けたために、平成10年に給与についての源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人

▼退職所得で退職所得の受給に関する申告書が未提出の20%の税率で源泉徴収された税額が、正規の税額よりも少ない人

#### 住民税申告が必要な人

2月16日から文化センター3階第3会議室で受け付けを行います。住民税(市税・府民税)の申告書に必要事項を記入し、3月15日までに申告を済ませてください(ただし、確定申告をする人、給与支払報告書を提出する人は不要です)

▼平成11年1月1日現在において市内に住所があり平成10年中に所得があった人

▼市内に住所はないが、家屋や店舗、事務所などがある人

▼平成10年中の所得金額の多少にかかわらず、事業専従者控除を受けようとする人

▼雑種除や医療費控除を代わる土地や家屋を譲渡した人

#### 固定資産税の減額

新築住宅や土地を建築した場合など、次の要件に該当する場合は、固定資産税(市税)の税額が減額されます。

【不動産取得税(府税)】  
住宅や住居用土地を取得した場合で、一定の要件を満たす場合は、固定資産税の税額が軽減されます。

【面積課税(市税)】  
平成10年1月1日から平成11年1月1日までに、1戸当たりの居住部分の床面積が40平方メートル以上240平方メートル(戸建て以外の家屋住宅にあっては35平方メートル以上240平方メートル)以下の住宅、または住居用住宅で居住用の部分(一定の割合以上の住宅を新築した場合、3相にわたって20平方メートルにわたって20平方メートルにわたって)の固定資産税が2分の1に減額されます。

また、中高層耐火建築物で地上階数が3階以上の住宅にあっては、5年にわたって税額が同様に2分の1に減額されます。

▼耐火構造住宅17万6千円

#### 家屋売却や取壊し

1月2日以降に土地や家屋を売却された場合、平成11年1月1日現在の所有税を平成11年度分の税額に課税されます。売った後でも固定資産税を納めていたことになり、売ったときに、売値の日以後の増減等の変更があった人は、すみやかに市役所または、登録も早急で済ませてください。

#### 土地購入者の課税

1月2日以降に土地や家屋を売却された場合、平成11年1月1日現在の所有税を平成11年度分の税額に課税されます。売った後でも固定資産税を納めていたことになり、売ったときに、売値の日以後の増減等の変更があった人は、すみやかに市役所または、登録も早急で済ませてください。

#### 住宅取得等特別控除

住宅ローンなどを利用してマイホームを取得したり、大規模な増改築をしたとき、「住宅取得等特別控除」を受けることができます。

①対象となる住宅を取得した日(左参照)から、6ヶ月以内に入居し、引き続き居住していること

②入居した年及びその前後2年間に、居住用財産の譲渡、交換、買入れ、売却等による所得が、申告の方法や添付書類等により、宇治税務署長(市役所市民税課)に認められること

③所得金額が300万円以下であること

④家屋を取得するための借入金の償還期間が10年以上であること

住宅取得等特別控除を受けるには、確定申告が必要で、申告の方法や添付書類等は、宇治税務署市民税課へお問い合わせください。

#### 住宅ローンで所得税が軽減

住宅ローンなどを利用してマイホームを取得したり、大規模な増改築をしたとき、「住宅取得等特別控除」を受けることができます。

①対象となる住宅を取得した日(左参照)から、6ヶ月以内に入居し、引き続き居住していること

②入居した年及びその前後2年間に、居住用財産の譲渡、交換、買入れ、売却等による所得が、申告の方法や添付書類等により、宇治税務署長(市役所市民税課)に認められること

③所得金額が300万円以下であること

④家屋を取得するための借入金の償還期間が10年以上であること

住宅取得等特別控除を受けるには、確定申告が必要で、申告の方法や添付書類等は、宇治税務署市民税課へお問い合わせください。

#### 住民税申告が必要な人

所得税(国税)の確定申告は住民税(市税・府民税)の申告を兼ねています。この申告をしなくてはならないのは、次に掲げる人です。

【事業所得者(営業・農業)】  
そのほかの事業や利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得、譲渡所得、一時所得、山林所得などがある人で、平成10年中に各種所得の合計額から各種所得控除、扶養控除、基礎控除、その他の所得控除を差し引いた税額を算出した税額が多額に上った場合

【給与所得者(サラリーマン)】  
給与所得者は、年末調整で所得税の精算が行われますので、一般的には申告は不要ですが、次のいずれかに該当する場合は、申告が必要となります。

▼平成10年中の給与の収入額が200万円を超える人

▼給与を2か所から受けている人で、年末調整された主たる給与以外の、従って、あたる給与の収入額と「給与所得と退職所得以外の所得」の合計額が20万円を超える人

▼家事用車や外国車、在日小館(勤務する人など、給与の支払時に所得税を源泉徴収されない人)

▼同族会社の役員やその親族などとして法人から給与のほかに「貸付金の利息や地代、店舗工場などの賃借料、機械器具の使用料」などの支払いを受けている人

▼火災を受けたために、平成10年に給与についての源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人

▼退職所得で退職所得の受給に関する申告書が未提出の20%の税率で源泉徴収された税額が、正規の税額よりも少ない人

#### 住民税申告が必要な人

2月16日から文化センター3階第3会議室で受け付けを行います。住民税(市税・府民税)の申告書に必要事項を記入し、3月15日までに申告を済ませてください(ただし、確定申告をする人、給与支払報告書を提出する人は不要です)

▼平成11年1月1日現在において市内に住所があり平成10年中に所得があった人

▼市内に住所はないが、家屋や店舗、事務所などがある人

▼平成10年中の所得金額の多少にかかわらず、事業専従者控除を受けようとする人

▼雑種除や医療費控除を代わる土地や家屋を譲渡した人

#### 固定資産税の減額

新築住宅や土地を建築した場合など、次の要件に該当する場合は、固定資産税(市税)の税額が減額されます。

【不動産取得税(府税)】  
住宅や住居用土地を取得した場合で、一定の要件を満たす場合は、固定資産税の税額が軽減されます。

【面積課税(市税)】  
平成10年1月1日から平成11年1月1日までに、1戸当たりの居住部分の床面積が40平方メートル以上240平方メートル(戸建て以外の家屋住宅にあっては35平方メートル以上240平方メートル)以下の住宅、または住居用住宅で居住用の部分(一定の割合以上の住宅を新築した場合、3相にわたって20平方メートルにわたって20平方メートルにわたって)の固定資産税が2分の1に減額されます。

また、中高層耐火建築物で地上階数が3階以上の住宅にあっては、5年にわたって税額が同様に2分の1に減額されます。

▼耐火構造住宅17万6千円

#### 家屋売却や取壊し

1月2日以降に土地や家屋を売却された場合、平成11年1月1日現在の所有税を平成11年度分の税額に課税されます。売った後でも固定資産税を納めていたことになり、売ったときに、売値の日以後の増減等の変更があった人は、すみやかに市役所または、登録も早急で済ませてください。

#### 土地購入者の課税

1月2日以降に土地や家屋を売却された場合、平成11年1月1日現在の所有税を平成11年度分の税額に課税されます。売った後でも固定資産税を納めていたことになり、売ったときに、売値の日以後の増減等の変更があった人は、すみやかに市役所または、登録も早急で済ませてください。

#### 住宅取得等特別控除

住宅ローンなどを利用してマイホームを取得したり、大規模な増改築をしたとき、「住宅取得等特別控除」を受けることができます。

①対象となる住宅を取得した日(左参照)から、6ヶ月以内に入居し、引き続き居住していること

②入居した年及びその前後2年間に、居住用財産の譲渡、交換、買入れ、売却等による所得が、申告の方法や添付書類等により、宇治税務署長(市役所市民税課)に認められること

③所得金額が300万円以下であること

④家屋を取得するための借入金の償還期間が10年以上であること

住宅取得等特別控除を受けるには、確定申告が必要で、申告の方法や添付書類等は、宇治税務署市民税課へお問い合わせください。

#### 住宅ローンで所得税が軽減

住宅ローンなどを利用してマイホームを取得したり、大規模な増改築をしたとき、「住宅取得等特別控除」を受けることができます。

①対象となる住宅を取得した日(左参照)から、6ヶ月以内に入居し、引き続き居住していること

②入居した年及びその前後2年間に、居住用財産の譲渡、交換、買入れ、売却等による所得が、申告の方法や添付書類等により、宇治税務署長(市役所市民税課)に認められること

③所得金額が300万円以下であること

④家屋を取得するための借入金の償還期間が10年以上であること

住宅取得等特別控除を受けるには、確定申告が必要で、申告の方法や添付書類等は、宇治税務署市民税課へお問い合わせください。

#### 市長への提案

「これはこういうふうに変更した方がよいのでは?」「こんなことをしてほしい」と、市政について思ったこと、感じたことはありませんか?市では、開かれた市政、市民とともに考え歩む市政を推進していくため、「市長への提案制度」を設けています。

市民の皆さんからご提案いただいた内容は、市長が直接提案させていただきます。

「全てのご提案をすぐ実行」とはいかないかも知れませんが、できる限りこれからのまちづくりに生かしていきたいと考えています。お気軽にお寄せください。

提案をお寄せいただくときは、専用紙(封筒、切手不要)をご利用ください。この専用紙は、秘書広報課(市役所2階)と生活情報センター(男山八望3・B51棟1階)のほか、生涯学習センター、山梨・橋本・志水・男山の各公民館、川口コミュニティセンター、八幡・有智郷の両市民センター、南ヶ丘・都の両隣保館、駅前観光案内所(駅前地域窓口)に備え付けています。

#### 市長への提案

「これはこういうふうに変更した方がよいのでは?」「こんなことをしてほしい」と、市政について思ったこと、感じたことはありませんか?市では、開かれた市政、市民とともに考え歩む市政を推進していくため、「市長への提案制度」を設けています。

市民の皆さんからご提案いただいた内容は、市長が直接提案させていただきます。

「全てのご提案をすぐ実行」とはいかないかも知れませんが、できる限りこれからのまちづくりに生かしていきたいと考えています。お気軽にお寄せください。

提案をお寄せいただくときは、専用紙(封筒、切手不要)をご利用ください。この専用紙は、秘書広報課(市役所2階)と生活情報センター(男山八望3・B51棟1階)のほか、生涯学習センター、山梨・橋本・志水・男山の各公民館、川口コミュニティセンター、八幡・有智郷の両市民センター、南ヶ丘・都の両隣保館、駅前観光案内所(駅前地域窓口)に備え付けています。

#### 市長への提案

「これはこういうふうに変更した方がよいのでは?」「こんなことをしてほしい」と、市政について思ったこと、感じたことはありませんか?市では、開かれた市政、市民とともに考え歩む市政を推進していくため、「市長への提案制度」を設けています。

市民の皆さんからご提案いただいた内容は、市長が直接提案させていただきます。

「全てのご提案をすぐ実行」とはいかないかも知れませんが、できる限りこれからのまちづくりに生かしていきたいと考えています。お気軽にお寄せください。

提案をお寄せいただくときは、専用紙(封筒、切手不要)をご利用ください。この専用紙は、秘書広報課(市役所2階)と生活情報センター(男山八望3・B51棟1階)のほか、生涯学習センター、山梨・橋本・志水・男山の各公民館、川口コミュニティセンター、八幡・有智郷の両市民センター、南ヶ丘・都の両隣保館、駅前観光案内所(駅前地域窓口)に備え付けています。

#### 市長への提案

「これはこういうふうに変更した方がよいのでは?」「こんなことをしてほしい」と、市政について思ったこと、感じたことはありませんか?市では、開かれた市政、市民とともに考え歩む市政を推進していくため、「市長への提案制度」を設けています。

市民の皆さんからご提案いただいた内容は、市長が直接提案させていただきます。

「全てのご提案をすぐ実行」とはいかないかも知れませんが、できる限りこれからのまちづくりに生かしていきたいと考えています。お気軽にお寄せください。

提案をお寄せいただくときは、専用紙(封筒、切手不要)をご利用ください。この専用紙は、秘書広報課(市役所2階)と生活情報センター(男山八望3・B51棟1階)のほか、生涯学習センター、山梨・橋本・志水・男山の各公民館、川口コミュニティセンター、八幡・有智郷の両市民センター、南ヶ丘・都の両隣保館、駅前観光案内所(駅前地域窓口)に備え付けています。

#### 市長への提案

「これはこういうふうに変更した方がよいのでは?」「こんなことをしてほしい」と、市政について思ったこと、感じたことはありませんか?市では、開かれた市政、市民とともに考え歩む市政を推進していくため、「市長への提案制度」を設けています。

市民の皆さんからご提案いただいた内容は、市長が直接提案させていただきます。

「全てのご提案をすぐ実行」とはいかないかも知れませんが、できる限りこれからのまちづくりに生かしていきたいと考えています。お気軽にお寄せください。

提案をお寄せいただくときは、専用紙(封筒、切手不要)をご利用ください。この専用紙は、秘書広報課(市役所2階)と生活情報センター(男山八望3・B51棟1階)のほか、生涯学習センター、山梨・橋本・志水・男山の各公民館、川口コミュニティセンター、八幡・有智郷の両市民センター、南ヶ丘・都の両隣保館、駅前観光案内所(駅前地域窓口)に備え付けています。

#### 市長への提案

「これはこういうふうに変更した方がよいのでは?」「こんなことをしてほしい」と、市政について思ったこと、感じたことはありませんか?市では、開かれた市政、市民とともに考え歩む市政を推進していくため、「市長への提案制度」を設けています。

市民の皆さんからご提案いただいた内容は、市長が直接提案させていただきます。

「全てのご提案をすぐ実行」とはいかないかも知れませんが、できる限りこれからのまちづくりに生かしていきたいと考えています。お気軽にお寄せください。

提案をお寄せいただくときは、専用紙(封筒、切手不要)をご利用ください。この専用紙は、秘書広報課(市役所2階)と生活情報センター(男山八望3・B51棟1階)のほか、生涯学習センター、山梨・橋本・志水・男山の各公民館、川口コミュニティセンター、八幡・有智郷の両市民センター、南ヶ丘・都の両隣保館、駅前観光案内所(駅前地域窓口)に備え付けています。

#### 市長への提案

「これはこういうふうに変更した方がよいのでは?」「こんなことをしてほしい」と、市政について思ったこと、感じたことはありませんか?市では、開かれた市政、市民とともに考え歩む市政を推進していくため、「市長への提案制度」を設けています。

市民の皆さんからご提案いただいた内容は、市長が直接提案させていただきます。

「全てのご提案をすぐ実行」とはいかないかも知れませんが、できる限りこれからのまちづくりに生かしていきたいと考えています。お気軽にお寄せください。

提案をお寄せいただくときは、専用紙(封筒、切手不要)をご利用ください。この専用紙は、秘書広報課(市役所2階)と生活情報センター(男山八望3・B51棟1階)のほか、生涯学習センター、山梨・橋本・志水・男山の各公民館、川口コミュニティセンター、八幡・有智郷の両市民センター、南ヶ丘・都の両隣保館、駅前観光案内所(駅前地域窓口)に備え付けています。

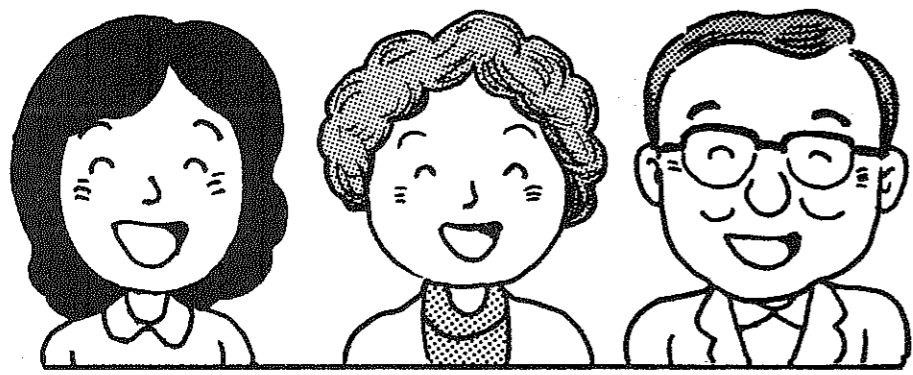
問い合わせ 秘書広報課 ☎983-1111

問い合わせ 宇治税務署 ☎0774-44-4141 / 八幡市役所 市民税課 ☎983-1111

### 市政に関する提案意見をお寄せ下さい



# "地域福祉の担い手"



# 民生・児童委員さんを紹介

## 4 地区

氏名	住所	電話	担当地域
小原 栄子	八幡市橋本東刈又39-12	981-6453	東刈又、西刈又、東浄土ヶ原の一部
田中 順子	八幡市西山足立6-4	981-7929	西山足立
三澤 明子	丸尾12-6	981-8865	西山内尾
江本 博子	和気15-9	981-6831	西山和気
森山 雅子	八幡市男山雄徳7 E17-304	981-7667	雄徳7~7 (E10~18)
林 悦子	雄徳8 E4-501	982-7273	雄徳8~10 (E1~9, E19~21)
重政 玲子	指月10-2	982-5804	指月1~26
河合 愛	美桜3-5	982-5856	美桜1~8
大石 節子	美桜13-2	981-3688	美桜9
前川 澄江	美桜16-16	982-2643	美桜10~16
和気 香子	笹谷4-2 D19-406	981-9343	笹谷4.5の一部 (D14~19)、レックスマンション
谷本 壽子	笹谷8 D3-105	983-0973	笹谷5.8 (D1~7)
林 キヨ	笹谷7 307-102	982-1282	笹谷5の一部 (D8~13)
早雲 京子	笹谷6 314-503	982-2771	笹谷6の一部 (311~318)
師村美由紀	笹谷7 305-505	981-1693	笹谷6.7の一部 (301~309)
道田 和子	八望1 C3-505	981-9574	八望1 (C1~7)
岩城 和子	八望1 C4-302	982-4605	八望1.2 (C8~14)
青井 八重	八望2 C19-404	982-4185	八望2 (C15~21)
丸山シズ子	八望3-1 B46-701	981-9327	八望3 (B46~52)
池田ヒロ子	長沢20-14	982-4301	長沢1~13
野元ムツ子	長沢26-24	981-4393	長沢14~26
藤本 久容	東2-17	971-0182	東1~3. 15~18
高松ゆみ子	泉8-8	982-5968	泉4~14
三宅 悦子	雄徳7 E18-303	982-8634	主任児童委員 (第五小学校区)
小泉日出子	泉11-6	983-1876	主任児童委員 (第三小学校区)

## 5 地区

氏名	住所	電話	担当地域
猿渡 洋子	八幡市男山石城1 B38-508	982-2531	石城1 (B35~45)
宮崎 明	石城2 B34-504	982-5866	石城2 (B28~34)
河原 定子	石城7-11	981-0293	石城4~9
佐々木明雄	弓岡1 B12-204	981-0219	弓岡1 (B12~21)
松尾 悦子	弓岡3 204-206	982-4062	弓岡2 (B22~27)
松原みどり	弓岡4 213-303	982-2576	弓岡3 (201~207)
山本 弘	弓岡4 214-205	982-0418	弓岡4 (208~216)
滝田久美子	弓岡5 B8-505	981-9316	弓岡5 (B1~11)
今泉 悦子	吉井9-22	981-3324	吉井1~13
山岸千代枝	吉井22-13	981-9209	吉井19~28
玉置 操	松里8-1	982-8959	松里7~15
待島千恵子	松里6-26	983-1350	松里2~6. 16. 17
松葉 妙子	金塚16-10	982-8957	金塚1~16
和多田田鶴子	金塚26-9	982-5335	金塚20~27
羽柴 陽子	竹園3 A14-504	981-7112	竹園2.3 (A11~19) 南センター
藤田 静代	竹園4 106-404	981-6780	竹園4 (101~108)
治島喜美子	竹園5 116-201	981-7292	竹園5 (109~116)
松尾 禮子	香呂1 A26-108	971-0988	香呂1 (A20~26)
前田 久子	香呂2 A60-301	981-9518	香呂2の一部 (A54. 55. 56. 59. 60. 63. 64)
水谷 澄夫	香呂3 A53-105	981-6328	香呂2.3の5の一部 (A46. 47. 49. 50. 51. 52. 53)
佐藤不二子	香呂3 A62-204	981-6489	香呂3の一部 (A57. 58. 61. 62. 65. 66)
亀塚 京子	香呂4 A48-306	982-1548	香呂4.5の一部 (A40. 41. 42. 43. 44. 45. 48)
茨木美保子	香呂1 A27-202	981-6999	香呂6 (A27~33)
養輪 一夫	香呂6 A29-305	981-5267	香呂5.6の一部 (A34~39)
岡田 淳子	竹園5 111-303	982-1963	主任児童委員 (第二小学校区)
松葉 雪子	八幡市八幡橋ヶ谷81-14	981-6714	主任児童委員 (第四小学校区)

## 2 地区

氏名	住所	電話	担当地域
赤井 一夫	八幡市橋本奥ノ町23	981-1785	奥ノ町、尻江
島田 和子	北ノ町28	981-0528	北ノ町、西山本・中ノ町の一部
中村 綾子	小金川113	981-2877	小金川、中ノ町・焼野の一部
在田由喜江	西山本3-13	981-0555	米ノ尾、東山本・栗ヶ谷・西山本の一部
山内 ふき	栗ヶ谷68-7	981-4951	栗ヶ谷・石ヶ谷・北浄土ヶ原の一部
藤原 幸子	栗ヶ谷26-275	981-4326	栗ヶ谷・石ヶ谷の一部
藤本美智子	栗ヶ谷42-3 メロディハイム希望ヶ丘207号	981-0176	栗ヶ谷の一部
澤 シヅ	米ノ尾3-8	981-5244	狩尾・栗ヶ谷・米ノ尾の一部
古賀多恵子	栗ヶ谷26-72	982-8824	栗ヶ谷の一部
高橋 直子	狩ノ尾1-164	981-0539	狩尾・栗ヶ谷の一部
林 喜久	平野山5-22	981-3588	東原、中ノ池尻、向山、平野山の一部
矢来 悦	糸ヶ上6-3	981-1672	塩釜、糸ヶ上、平野山の一部
平岡由利子	新石6-1	983-5126	新石
中村 隆	興正6-5	983-7656	興正、北浄土ヶ原・栗ヶ谷・東山本の一部
小森 和寛	意足11-6	983-6691	意足
松井 茂雄	堂ヶ原40-1	981-0066	堂ヶ原、愛宕山、焼野の一部
岡澤 宏	八幡市川口東原4-2	982-1115	東原、小西、馬屋尻、扇ノ芝、萩原の一部
岡田 幸治	八幡市八幡小西34-25	982-0562	西原、別所の一部、八幡小西、香賀
家村 恵子	八幡市川口堀ノ内36	981-0465	旧川口、別所・萩原の一部
伊藤 日良	浜8-29	983-3444	川口浜
関西 尚治	八幡市下奈良今里8-2	981-1085	二階堂2号線より西側
関西 勝子	中ノ坪17-1	981-3048	二階堂2号線より東側
小川 光子	出垣内44	981-2737	下奈良
樋上 正文	八幡市上奈良奈良里7	981-2692	上奈良
東 富美子	八幡市岩田高木89	981-4116	東岩田
渋谷 節子	茶屋ノ前12	981-3430	巽岩田、西岩田
前田 邦子	八幡市上津屋垣内79-1	982-7389	里上津屋
前川 正子	八幡市野尻城丸20	981-2913	浜上津屋、野尻
松倉 京子	八幡市橋本狩尾1-103	981-3632	主任児童委員 (橋本小学校区)
東村 篤子	八幡市川口堀ノ内50	981-3716	主任児童委員 (東小学校区)

## 3 地区

氏名	住所	電話	担当地域
山岡 猛	八幡市八幡門23	981-0061	橋松・三反長・隅田口の一部
中村 國男	渡ノ瀬3	981-0162	三反長・吉原の一部
中村 里穂	三反長56-14	971-2279	三反長・橋松の一部
笹井 繁幸	軸10	981-8488	吉原の一部
平井 政邦	軸73-5	981-2928	小松の一部
大石 義規	三反長48-6	981-4355	小松の一部
岩崎トミ子	小松37-54	982-1551	小松の一部、舞台
辻井 武	三反長57	982-1889	軸・小松の一部
伊藤十四年	三反長50-19-1	981-4341	軸・三反長の一部
三村 孝子	河原崎78	981-4660	軸の一部
吉本恵津男	軸6	981-5532	軸の一部
中村 正明	広門14	981-0357	長田・東林・広門の一部
吉本 次男	軸12-2	981-8827	長田・東林の一部
辻 邦子	広門9-3	982-4898	広門の一部
石津 典子	小松6-13	982-1425	盛戸、吉原の一部
安田 宏之	八幡市内別所37	981-1000	北ノ山、別所、北ノ口、焼野、その他内里の北側
上村 敏子	宮ノ前29	981-3368	宮ノ前、異ノ口、荒塚、女谷、その他内里の南側
北村 修	東ノ内159	981-1577	東ノ内
道本 嘉治	八幡市戸津北小路13	981-1108	戸津 (戸津奥谷を除く)
堀口 重之	八幡市美濃山野神8	981-3439	旧美濃山 (ノノ谷含む)
早川嘉代子	幸水25-8	983-4081	幸水1~21
石井 節子	幸水22-5	982-3062	幸水22~、ヒル塚、宮ノ背の一部、備前
田中喜代子	御幸19-6	971-9810	美濃山御幸の一部、戸津奥谷、美濃山宮ノ背の一部
後藤 敦子	御幸25-3	982-5507	美濃山御幸の一部
山田 喜義	八幡市八幡門38	981-0031	主任児童委員 (中央小学校区)
佐野 智子	八幡市戸津北小路34	971-2500	主任児童委員 (有都小学校区)

### 問い合わせ

**八幡市福祉事務所**  
保護課 (☎983-1111)

「地域福祉の担い手」民生委員は、地域児童の健全育成を進める「児童委員」の役割も兼ねてのことから、一般に「民生・児童委員」と呼ばれています。また、児童問題を担当する主任児童委員も、八幡市では各小学校区を区域として児童委員は、地域福祉の向上をはかるため、福祉全般に関する困りごとや心配ごとの相談を受け、指導・助言や各種福祉制度の紹介を行うなど、地域と行政のパイプ役として活躍していただいています。

相談内容などについては、秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。なお、各委員のお問い合わせは、詳しくは福祉事務所保護課へお問い合わせください。

## 1 地区

氏名	住所	電話	担当地域
小野 節子	八幡市八幡清水井82	981-3814	長田・岸本の一部
北村 和生	清水井47	981-0023	清水井・岸本の一部
西村 壽夫	清水井70	981-2116	清水井・山下・隅田口の一部、松原
祝井喜代子	長田70	981-0764	清水井の一部、大芝、女部花、山下・広門の一部
前川 久一	広門65	981-2837	砂田、久保田
相原 俊子	柿ヶ谷14-48	981-8893	柿ヶ谷
小野紀代美	山田24-16	981-2652	山田の一部
城 昌子	山田5-12	983-4194	山田の一部
吉宗 清子	安居塚114-16	971-1951	安居塚、福緑谷の一部
原田たつ子	福緑谷184-2	983-0759	福緑谷の一部、長谷、中ノ山の一部
待川智恵子	大芝20	981-2025	中ノ山の一部
山口 喜良	武蔵芝10-11	983-0051	水泊、武蔵芝、御幸谷
平賀 孝子	月夜田59-25	982-3688	月夜田の一部
川船 裕子	月夜田74-3	971-1723	月夜田の一部
森 孝子	城ノ内31	981-0024	源氏垣外(西)、平谷、御所(北) 城ノ内
小川 恭子	葛瀬池4	981-1455	葛瀬池(南)、葛瀬池、山本、今田・馬場の一部
可知美津子	馬場67	981-3687	平田、河原崎・馬場の一部
井本 良子	三本橋18-34	981-2144	三本橋(西)、香田の一部
伊藤 重子	馬場97	981-3674	神原・馬場の一部
山路須美子	神原14	982-8086	三ノ甲、柿ノ木垣内・神原・五反田・河原崎の一部
近田恵美子	双葉60-55	981-4379	双葉
西村可寿美	高畑10-83	982-5913	園内崎、三本橋、五反田・高畑・香田・柿ノ木垣内の一部
林 静子	西島12	981-0845	西島(北)、園内(北)、源氏垣外(東)、三本橋の一部
船橋 好子	園内80-58	981-3599	西島(南)、園内(東)、高畑の一部
川口 純子	高坊10	981-1858	高坊、西高坊
野口富美子	大谷25	981-3027	大谷、科手の一部
井口 暢子	科手3	981-4019	科手の一部
芦原 敏	高坊25	981-0708	科手の一部
辻村 芳子	吉野30	981-3333	千束、垣内山、土井の一部
奥村 正	土井43	981-2237	土井の一部、山梨の一部
寺崎 光子	吉野44-4	981-1364	吉野垣内の一部、山梨の一部、吉野、柴座の一部
金谷 茂	森4	981-1467	北浦、吉野垣内の一部
田中 節子	山路8番、9番合地	981-2514	且所(西)、柴座・山梨の一部
小林 好	森垣内2	981-0436	且所(東)、名残、森垣内、森、源氏垣外の一部
今井美保子	種ノ口1-1	631-5035	長町、種ノ口、高原
古郷 信子	園内72-9	983-1253	主任児童委員 (八幡小学校区)
中嶋キキ子	安居塚41-74	982-7264	主任児童委員 (八幡小学校区)

**府民芸術劇場**

# 音の京都'98

コンサート&バレエ

2月21日(日)午後3時開演

文化センター大ホール

全席指定前売 ¥6,000(当日 ¥8,000)

京都フィルハーモニー 室内合奏団

第1部 創作バレエ「On The Way II」  
ヴィジュアルディ協奏曲集「四季」より「春」<冬>  
演出・振付：望月 則彦  
出演：New Wave Dance Theater

第2部 若きソリストたちの競演  
モーツァルト「ピアノ協奏曲第21番 八長調 K.467」  
ピアノ：内藤佳代子 (八幡市在住)  
ホルフェー・サルミエントス「マリンバ コンチェルト」  
マリンバ：通崎 睦美 (京都府出身)  
オペラ・ミュージカル名曲集  
ソプラノ：塩田美奈子  
テノール：北村 敏則

演奏：京都フィルハーモニー室内合奏団  
指揮：福田 一雄

●お問い合わせ・チケット予約 八幡市文化センター ☎971-2111

**ひなまつり寄席**

開催日 3月14日(日)午後3時開演

場所 松花堂資料館2階

入場料 1200円(入園料含む)

●花見団子をサービス

桂桂桂桂桂 [演者]  
雀米米米米  
松輪二左吉

百延軒 天  
年陽つ 禁酒閣  
目伯け 炎

●お問い合わせ 松花堂庭園 ☎981-0010

**第16回 八幡市展**

●出展作品を募集します●

市文化振興会では、3月26日(金)から28日(日)まで文化センターで開催する「第16回八幡市展」の出展作品を次の要項で募集します。

■出展作品の種目

- ▽絵画の種目(日本画・水墨画・油絵・水彩画・版画・その他)
- ▽工芸の種目(陶芸・美術工芸)
- ▽展示の要項(個人・創作に限らず、個人・創作に限らずの出展は各種目ごとに1人1点)
- ▽大きさは自由(ただし展示の要項を参照)
- ▽書および絵画作品は額装および軸装のこと

■出展できる方

- 市民および市内在住の方(中学生以下は除く)
- 申し込み方法
- 文化振興会事務局(生涯学習センター4階)
- 生涯学習センター(生涯学習センター4階)
- 男山館に備え付けの所定の申込用紙に必要事項を記入し、3月7日(日)までに事務局へ提出してください。
- 出展は有料です(種目により異なります)

●お問い合わせ 生涯学習センター ☎983-6002



# 八幡市情報公開懇話会提言(全文)

八幡市における情報公開制度の基本的なあり方と、情報公開制度に係る主要課題について、昨年6月から半年間わたって協議と検討を重ねてきた「八幡市情報公開懇話会」から昨年12月、市長に提言を提出していただきました。その提言の全文を紹介いたします。

## 1 はじめに

昭和40年代半ばから始まる都市再開発による住宅地開発、市営住宅の建設、市営団地の開発、急激な人口増加をきたした八幡市も、近年は漸減傾向に転じている。都市として成熟期を迎えようとしている。

しかしながら、急速な都市化の進展に伴って、市民の生活に支障をきたしている。市営住宅の建設、市営団地の開発、急激な人口増加をきたした八幡市も、近年は漸減傾向に転じている。都市として成熟期を迎えようとしている。

## 3 審議内容

### 1 前文について

本会の審議では、「条例の理念や基本原則を記す前文を本条例に置くべきか」として、その是非を審議した。審議の結果、本会では「前文を本条例に置くべきである」として、その是非を審議した。審議の結果、本会では「前文を本条例に置くべきである」として、その是非を審議した。

### 2 目的規定等における「知る権利」の明記について

本会では、「知る権利」と「説明義務」は密接な関係にある概念であるとの認識に立ち、この二つの概念を本条例に明記することを審議した。審議の結果、本会では「知る権利」と「説明義務」は密接な関係にある概念であるとの認識に立ち、この二つの概念を本条例に明記することを審議した。

### 4 その他の目的規定の内容について

本会では、「知る権利」と「説明義務」は密接な関係にある概念であるとの認識に立ち、この二つの概念を本条例に明記することを審議した。審議の結果、本会では「知る権利」と「説明義務」は密接な関係にある概念であるとの認識に立ち、この二つの概念を本条例に明記することを審議した。

## 2 提言までの経過

平成10年6月10日に市の内外10名の委員を選任し、審議を進めた。委員は、八幡市の情報公開制度の基本的なあり方と、情報公開制度に係る主要課題について協議と検討を行った。

### 5 「公開又は開示」の使用について

審議の結果、本会では「公開」と「開示」を区別して使用するべきであるとの認識に立ち、この二つの概念を本条例に明記することを審議した。審議の結果、本会では「公開」と「開示」を区別して使用するべきであるとの認識に立ち、この二つの概念を本条例に明記することを審議した。

### 6 実施機関の責務について

本会では、「知る権利」と「説明義務」は密接な関係にある概念であるとの認識に立ち、この二つの概念を本条例に明記することを審議した。審議の結果、本会では「知る権利」と「説明義務」は密接な関係にある概念であるとの認識に立ち、この二つの概念を本条例に明記することを審議した。

### 7 市民の一般的な責務について

本会では、「知る権利」と「説明義務」は密接な関係にある概念であるとの認識に立ち、この二つの概念を本条例に明記することを審議した。審議の結果、本会では「知る権利」と「説明義務」は密接な関係にある概念であるとの認識に立ち、この二つの概念を本条例に明記することを審議した。

### 8 開示対象文書について

本会では、「知る権利」と「説明義務」は密接な関係にある概念であるとの認識に立ち、この二つの概念を本条例に明記することを審議した。審議の結果、本会では「知る権利」と「説明義務」は密接な関係にある概念であるとの認識に立ち、この二つの概念を本条例に明記することを審議した。

### 9 請求権者の範囲について

本会では、「知る権利」と「説明義務」は密接な関係にある概念であるとの認識に立ち、この二つの概念を本条例に明記することを審議した。審議の結果、本会では「知る権利」と「説明義務」は密接な関係にある概念であるとの認識に立ち、この二つの概念を本条例に明記することを審議した。

### 10 実施機関について

本会では、「知る権利」と「説明義務」は密接な関係にある概念であるとの認識に立ち、この二つの概念を本条例に明記することを審議した。審議の結果、本会では「知る権利」と「説明義務」は密接な関係にある概念であるとの認識に立ち、この二つの概念を本条例に明記することを審議した。

### 11 明示しないことができる文書と開示しないことができる文書の区別について

本会では、「知る権利」と「説明義務」は密接な関係にある概念であるとの認識に立ち、この二つの概念を本条例に明記することを審議した。審議の結果、本会では「知る権利」と「説明義務」は密接な関係にある概念であるとの認識に立ち、この二つの概念を本条例に明記することを審議した。

## 水道管の凍結に注意しましょう

寒さが厳しいこの季節、屋外などに設置してある水道管は凍結しやすくなります。凍結すると水が出ないだけでなく、水道管が破裂する恐れがあります。凍結しないよう予防しましょう。

■水道管の露出部分には、エアレックス(凍結防止材)を巻いたり、布をかいたりして保温しましょう。

■使わない水道管は凍結しやすくなりますので、1日1回は水を流すようにしてください。

■屋外に設置してある湯沸かし器などは、使用後に内部の水を抜いてください。水抜きは必ず行ってください。

■水道管が凍結してしまったり、タオルなどをかけて溶かすのは、水道管が破裂する恐れがあります。熱湯は絶対にかけないでください。

お問い合わせ 水道工務課 ☎983-1111

## 固定資産課税台帳の縦覧

平成11年度の固定資産課税台帳に登録している価格などは、次の要領で縦覧することができます。

■縦覧期間 縦覧期間中(午前9時から午後4時まで) (ただし、土曜・日曜・祝日を除く)

■縦覧できる方 ①当該固定資産所有者(同居の家族を含む) ②当該固定資産所有者の納税管理人(委任状必要) ③当該固定資産所有者の納税代理人(委任状必要)

■持参するもの 印鑑・委任状(固定資産の所有者または所有者と同居の家族以外の方が縦覧する場合に必要です)

☐電話による固定資産の価格等の問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

お問い合わせ 資産税課 ☎983-1111

## 国民年金保険料のお支払いは便利で確実な

国民年金保険料のお支払いは便利で確実な。口座振替をおすすめします。手間は簡単です。

■国民年金保険料のお支払いは便利で確実な。口座振替をおすすめします。手間は簡単です。

■国民年金保険料のお支払いは便利で確実な。口座振替をおすすめします。手間は簡単です。

■国民年金保険料のお支払いは便利で確実な。口座振替をおすすめします。手間は簡単です。

お問い合わせ 国保年金課 ☎983-1111







# 一人で悩まず相談を

## 各種相談をご利用ください

市では、安心して暮らせるまちづくりの一環として、市民の皆さんがかかえるさまざまな「悩み」や「困りごと」の解決の一助にいたるため、各種の相談事業を行っています。これらの相談事業をさらに活用していただくため、その概要を紹介いたします。相談はすべて無料です。お気軽にご利用ください。

### 悩みや困りごと相談

市役所 市民生活課  
〒983-8000  
電話 983-8000

山八望 982-8112  
1. 中村昭市 橋本系  
2. 吉田栄 八幡神原 811  
3. 吉田栄 八幡神原 811  
4. 吉田栄 八幡神原 811

山八望 982-8112  
1. 中村昭市 橋本系  
2. 吉田栄 八幡神原 811  
3. 吉田栄 八幡神原 811  
4. 吉田栄 八幡神原 811

山八望 982-8112  
1. 中村昭市 橋本系  
2. 吉田栄 八幡神原 811  
3. 吉田栄 八幡神原 811  
4. 吉田栄 八幡神原 811

山八望 982-8112  
1. 中村昭市 橋本系  
2. 吉田栄 八幡神原 811  
3. 吉田栄 八幡神原 811  
4. 吉田栄 八幡神原 811

山八望 982-8112  
1. 中村昭市 橋本系  
2. 吉田栄 八幡神原 811  
3. 吉田栄 八幡神原 811  
4. 吉田栄 八幡神原 811

山八望 982-8112  
1. 中村昭市 橋本系  
2. 吉田栄 八幡神原 811  
3. 吉田栄 八幡神原 811  
4. 吉田栄 八幡神原 811

山八望 982-8112  
1. 中村昭市 橋本系  
2. 吉田栄 八幡神原 811  
3. 吉田栄 八幡神原 811  
4. 吉田栄 八幡神原 811

山八望 982-8112  
1. 中村昭市 橋本系  
2. 吉田栄 八幡神原 811  
3. 吉田栄 八幡神原 811  
4. 吉田栄 八幡神原 811

山八望 982-8112  
1. 中村昭市 橋本系  
2. 吉田栄 八幡神原 811  
3. 吉田栄 八幡神原 811  
4. 吉田栄 八幡神原 811

山八望 982-8112  
1. 中村昭市 橋本系  
2. 吉田栄 八幡神原 811  
3. 吉田栄 八幡神原 811  
4. 吉田栄 八幡神原 811

山八望 982-8112  
1. 中村昭市 橋本系  
2. 吉田栄 八幡神原 811  
3. 吉田栄 八幡神原 811  
4. 吉田栄 八幡神原 811

山八望 982-8112  
1. 中村昭市 橋本系  
2. 吉田栄 八幡神原 811  
3. 吉田栄 八幡神原 811  
4. 吉田栄 八幡神原 811

山八望 982-8112  
1. 中村昭市 橋本系  
2. 吉田栄 八幡神原 811  
3. 吉田栄 八幡神原 811  
4. 吉田栄 八幡神原 811

山八望 982-8112  
1. 中村昭市 橋本系  
2. 吉田栄 八幡神原 811  
3. 吉田栄 八幡神原 811  
4. 吉田栄 八幡神原 811

山八望 982-8112  
1. 中村昭市 橋本系  
2. 吉田栄 八幡神原 811  
3. 吉田栄 八幡神原 811  
4. 吉田栄 八幡神原 811

山八望 982-8112  
1. 中村昭市 橋本系  
2. 吉田栄 八幡神原 811  
3. 吉田栄 八幡神原 811  
4. 吉田栄 八幡神原 811

山八望 982-8112  
1. 中村昭市 橋本系  
2. 吉田栄 八幡神原 811  
3. 吉田栄 八幡神原 811  
4. 吉田栄 八幡神原 811

山八望 982-8112  
1. 中村昭市 橋本系  
2. 吉田栄 八幡神原 811  
3. 吉田栄 八幡神原 811  
4. 吉田栄 八幡神原 811

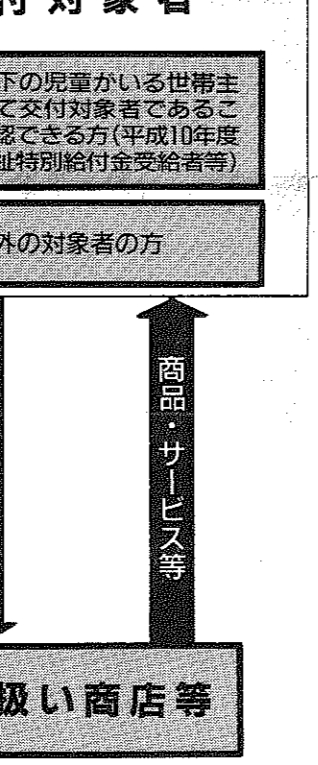
山八望 982-8112  
1. 中村昭市 橋本系  
2. 吉田栄 八幡神原 811  
3. 吉田栄 八幡神原 811  
4. 吉田栄 八幡神原 811

山八望 982-8112  
1. 中村昭市 橋本系  
2. 吉田栄 八幡神原 811  
3. 吉田栄 八幡神原 811  
4. 吉田栄 八幡神原 811

山八望 982-8112  
1. 中村昭市 橋本系  
2. 吉田栄 八幡神原 811  
3. 吉田栄 八幡神原 811  
4. 吉田栄 八幡神原 811

## 地域振興券

3月1日から郵送交付を始めます



市役所 (地域振興券発行) → 交付対象者 → 取扱い商店等 → 金融機関 → 市役所

市役所では、地域振興券取扱事業者として登録される事業者を募集しています。平成11年2月1日(月)～19日(金)の間に登録申請してください。

子育て支援と、所得の低い高齢者等の経済的負担の軽減ならびに、地域経済の活性化を図るため、国の補助事業として全国で「地域振興券交付事業」が実施されます。事業内容は、国の補助要綱に基づき各市町村で定めることになっております。本市における事業の概要をお知らせします。

交付対象者  
15歳以下の児童がいる世帯主  
市として交付対象者であることが確認できる方(平成10年度臨時福祉特別交付金受給者等)  
上記以外の対象者の方

交付方法  
1. 市役所2階 地域振興券交付センター  
2. 市役所2階 地域振興券交付センター  
3. 市役所2階 地域振興券交付センター

交付額  
交付対象者1人につき2万円(1000円券20枚)です。

使用できる期間  
平成11年3月1日から同年8月31日までです。

お問い合わせ 983-1111  
市役所2階 地域振興券推進本部

交付の方法  
3月1日現在、本市に在住されている世帯主の方には、市役所2階 地域振興券交付センターにて、自宅へ地域振興券を郵送いたします。

使用できる商店等  
「地域振興券取扱事業者」として市に登録された市内の商店等を使用できます。

お問い合わせ 983-1111  
市役所2階 地域振興券推進本部

お問い合わせ 983-1111  
市役所2階 地域振興券推進本部

お問い合わせ 983-1111  
市役所2階 地域振興券推進本部

お問い合わせ 983-1111  
市役所2階 地域振興券推進本部

お問い合わせ 983-1111  
市役所2階 地域振興券推進本部

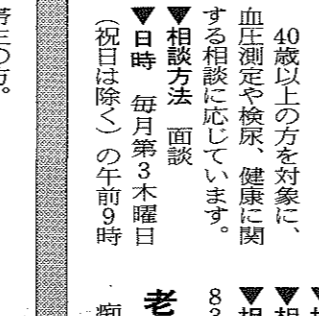
お問い合わせ 983-1111  
市役所2階 地域振興券推進本部

お問い合わせ 983-1111  
市役所2階 地域振興券推進本部

お問い合わせ 983-1111  
市役所2階 地域振興券推進本部

お問い合わせ 983-1111  
市役所2階 地域振興券推進本部

お問い合わせ 983-1111  
市役所2階 地域振興券推進本部



あれやこれや...  
悩みに悩んで相談を

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

健康と暮らしの相談  
高齢者の介護などについて

ご利用ください  
市民図書館

ご利用ください  
市民図書館

ご利用ください  
市民図書館

ご利用ください  
市民図書館

ご利用ください  
市民図書館

お問い合わせ 981-4119  
消防本部

お問い合わせ 982-7322  
八幡市民図書館

お問い合わせ 982-4123  
男山市民図書館

お問い合わせ 983-1111  
高齢福祉課

お問い合わせ 983-1111  
高齢福祉課

悪質な訪問販売  
・点検にご注意

悪質な訪問販売  
・点検にご注意

悪質な訪問販売  
・点検にご注意

悪質な訪問販売  
・点検にご注意

悪質な訪問販売  
・点検にご注意

お問い合わせ 981-4119  
消防本部

お問い合わせ 982-7322  
八幡市民図書館

お問い合わせ 982-4123  
男山市民図書館

お問い合わせ 983-1111  
高齢福祉課

お問い合わせ 983-1111  
高齢福祉課

取扱業者を募集

取扱業者を募集

取扱業者を募集

取扱業者を募集

取扱業者を募集

お問い合わせ 981-4119  
消防本部

お問い合わせ 982-7322  
八幡市民図書館

お問い合わせ 982-4123  
男山市民図書館

お問い合わせ 983-1111  
高齢福祉課

お問い合わせ 983-1111  
高齢福祉課

老人介護者に  
激励金を支給

老人介護者に  
激励金を支給

老人介護者に  
激励金を支給

老人介護者に  
激励金を支給

老人介護者に  
激励金を支給

お問い合わせ 981-4119  
消防本部

お問い合わせ 982-7322  
八幡市民図書館

お問い合わせ 982-4123  
男山市民図書館

お問い合わせ 983-1111  
高齢福祉課

お問い合わせ 983-1111  
高齢福祉課















# 2 FEBRUARY お知らせ版

<b>1月</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆飼えない犬・猫の引き取り日(8時30分~9時30分、環境保全課)</li> <li>◆育児健康相談(生後10カ月児、受付9時30分~10時30分、橋本公民館)</li> <li>◆くらしのセミナー「リサイクル料理」(10時~14時、文化センター3階講習室4)</li> <li>◆家庭児童相談出張相談(13時~16時、橋本公民館)</li> </ul>
<b>2火</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成10年分住宅取得等特別控除確定申告相談(10時~11時・13時~15時、文化センター)</li> <li>◆弁護士相談(1月26日予約分)(13時30分~16時、生活情報センター)</li> <li>◆機能訓練(14時~16時、文化センター)</li> </ul> 
<b>3水</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆くらしのセミナー「リサイクル工場見学」(9時~16時、貝塚市)</li> <li>◆平成10年分公的年金所得者の確定申告相談(10時~11時・13時~15時、文化センター)</li> <li>◆機能訓練(14時~16時、八寿園)</li> </ul>
<b>4木</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆育児健康相談(生後10カ月児、受付9時30分~10時30分、母子健康センター)</li> <li>◆あいあいポケット「あそびの広場」A組(10時~11時30分、子育て支援センター)</li> <li>◆マタニティスクールパートI(医学・栄養編、受付13時30分~15時30分、母子健康センター)</li> </ul>
<b>子育て支援センター・あいあいポケット</b> ◆2月の「あそびの広場」 ◆「赤ちゃんの広場」 A組 4日(木) いずれも 1歳3ヶ月ぐらまでの赤ちゃんと保護者の遊びと交流 B組 18日(木) 10時~11時30分 2月25日(木) 10時~11時15分 申込み・問い合わせ 子育て支援センター ☎983-8747	
<b>5金</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆くらしのセミナー「リサイクル染色」(13時~16時、文化センター3階講習室4)</li> <li>◆3カ月児健康診査(受付13時30分~14時30分、母子健康センター)</li> </ul>
<b>6土</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆知的障害者ガイドヘルパー研究会(10時~、福祉会館)</li> <li>◆親のための思春期講座(10時~12時、川口コミュニティセンター)</li> <li>◆21世紀地球市民講座(13時30分~15時30分、生涯学習センター)</li> <li>◆社会教育4団体の合同研修会「J P W A R N」(13時30分~、文化センター)</li> <li>◆楽しい人形劇観賞会(15時30分~16時30分、八幡市民センター)</li> </ul>
<b>7日</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆休日応急診療所の診療日(内科・小児科・歯科、受付11時30分~17時30分、休日応急診療所)</li> <li>◆青年ステップアップセミナー「マルチメディアと情報化社会」講演会(13時~15時、生涯学習センター)</li> </ul>
<b>8月</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆飼えない犬・猫の引き取り日(8時30分~9時30分、環境保全課)</li> <li>◆人権相談(13時~16時、文化センター2階会議室1)</li> </ul>
<b>9火</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆育児健康相談(生後10カ月児、受付9時30分~10時30分、男山公民館)</li> <li>◆家庭児童相談出張相談(10時~15時、男山公民館)</li> <li>◆年金相談(13時~16時、文化センター2階会議室1)</li> <li>◆中高年から始めるピアノ教室(13時30分~16時30分、山柴公民館)</li> </ul>

<b>10水</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆育児健康相談(生後10カ月児、受付9時30分~10時30分、男山公民館)</li> <li>◆行政相談(13時~16時、市役所1階会議室3)</li> <li>◆ソフトバレーボール教室(19時~21時、中央小学校)</li> </ul>
<b>11木</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆休日応急診療所の診療日(内科・小児科・歯科、受付11時30分~17時30分、休日応急診療所)</li> <li>◆シニアいきいき講座(13時~16時、生涯学習センター)</li> </ul>
<b>12金</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆育児健康相談(生後10カ月児、受付9時30分~10時30分、南ヶ丘隣保館)</li> <li>◆献血(受付10時~11時45分・男山南センター、受付13時30分~15時30分・京都八幡病院)</li> <li>◆三種混合予防接種(受付13時20分~14時20分、母子健康センター)</li> </ul>
<b>13土</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆親子ふれあい茶道教室(9時30分~11時30分、山柴公民館) ◆小学生の陸上競技教室(9時30分~11時30分、男山第二中学校) ◆からだにやさしい健康づくり(9時30分~11時30分、橋本小学校) ◆おじいちゃんとの将棋教室(10時~11時30分、橋本公民館) ◆外国の人達とのふれあい交流会(10時~12時、志水公民館) ◆親子ボランティア教室(10時~12時、男山公民館) ◆少年スポーツ教室・サッカー(13時~15時、馬場市民公園) ◆21世紀地球市民講座(13時30分~15時30分、生涯学習センター) ◆八幡小学校区福祉委員会「介護教室」(13時30分~、二区公会堂)</li> </ul>
<b>14日</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆環境セミナー「炭焼き体験」(京田辺市)</li> <li>◆第17回吟詠大会(10時~16時、山柴公民館)</li> <li>◆休日応急診療所の診療日(内科・小児科・歯科、受付11時30分~17時30分、休日応急診療所)</li> <li>◆青年ステップアップセミナー「インターネット体験教室」(14時~16時、生涯学習センター)</li> </ul>
<b>15月</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆飼えない犬・猫の引き取り日(8時30分~9時30分、環境保全課)</li> <li>◆育児健康相談(生後10カ月児、受付9時30分~10時30分、有智郷市民センター)</li> </ul> 
<b>16火</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成10年分所得税・住民税(事業税)申告納税相談受付開始(〜3月15日(水・土・日除く)9時~11時、13時~16時、文化センター)</li> <li>◆知的障害者相談(13時~15時、福祉センター(旧第五幼稚園))</li> <li>◆弁護士相談(2月9日予約分)(13時30分~16時、生活情報センター)</li> <li>◆機能訓練(14時~16時、文化センター)</li> </ul>
<b>17水</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成10年分所得税・住民税(事業税)申告納税出張相談(9時~11時、有智郷地区センター・都ヶ城地区センター・南ヶ丘隣保館・都隣保館、13時~16時、南ヶ丘隣保館・都隣保館)</li> <li>◆1歳6カ月児健康診査(受付13時30分~14時30分、母子健康センター)</li> <li>◆ソフトバレーボール教室(19時~21時、中央小学校)</li> </ul>
<b>18木</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆窓口健康相談(受付9時30分~11時30分、母子健康センター)</li> <li>◆彫金教室(9時30分~12時、志水公民館)</li> <li>◆あいあいポケット「あそびの広場」B組(10時~11時30分、子育て支援センター)</li> <li>◆三種混合予防接種(受付13時20分~14時20分、母子健康センター)</li> </ul>
<b>19金</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆高齢者大学「なつかしい歌」(11時~12時15分、八寿園)</li> <li>◆3カ月児健康診査(受付13時30分~14時30分、母子健康センター)</li> <li>◆F3コンサート(19時30分~、生涯学習センターふれあいロビー)</li> </ul>

<b>20土</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機能訓練(9時~11時、八寿園)</li> <li>◆夢幻の世界香りを聞く(10時~12時、男山公民館)</li> <li>◆21世紀地球市民講座(13時30分~15時30分、生涯学習センター)</li> <li>◆青少年の心を育てるみんなの集い(14時~16時10分、文化センター小ホール)</li> <li>◆ファミリースキーツアー(22時~、おんたけスキー場、~21日)</li> </ul>		
<b>21日</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆競技種目団体連合指導者研修会(10時~、文化センター)</li> <li>◆休日応急診療所の診療日(内科・小児科・歯科、受付11時30分~17時30分、休日応急診療所)</li> <li>◆ふるさと学習館開館記念文化財講演会(13時~、生涯学習センターふれあいホール)</li> <li>◆音の京都'98コンサート&amp;パレエ(15時~、文化センター大ホール)</li> </ul>		
<b>22月</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆飼えない犬・猫の引き取り日(8時30分~9時30分、環境保全課)</li> <li>◆要約筆記ボランティア入門講座(10時~12時、市福祉会館)</li> <li>◆人権相談(13時~16時、文化センター2階会議室1)</li> </ul> 		
<b>23火</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆3歳児健康診査(受付13時~14時、母子健康センター)</li> <li>◆年金相談(13時~16時、文化センター2階会議室1)</li> <li>◆中高年から始めるピアノ教室(13時30分~15時30分、山柴公民館)</li> <li>◆弁護士相談(2月16日予約分)(13時30分~16時、市役所1階会議室3)</li> </ul>		
<b>24水</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成10年分所得税・住民税(事業税)申告納税出張相談(9時~11時・13時~16時、男山公民館)</li> <li>◆3歳児健康診査(受付13時~14時、母子健康センター)</li> </ul>		
<b>25木</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆老人健康相談(受付9時30分~11時30分、八寿園) ◆彫金教室(9時30分~12時、志水公民館)</li> <li>◆あいあいポケット「赤ちゃんの広場」(10時~11時30分、子育て支援センター) ◆家庭児童相談出張相談(10時~15時、男山公民館) ◆行政相談(13時~16時、市役所1階会議室3) ◆三種混合予防接種(受付13時20分~14時20分、母子健康センター) ◆第三小学校区福祉委員会(19時30分~、男山公民館)</li> </ul>		
<b>26金</b>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;"> <b>子どもの悩みは…</b>  <b>家庭児童相談室へ</b>  <small>(月曜日~金曜日 9時~16時)</small>  <small>市役所1階 ☎983-1111</small> </td> <td style="text-align: center;"> <b>出張相談</b>  <b>橋本公民館</b> 毎月第1月曜日 13:00~16:00  <b>男山公民館</b> 毎月第2火曜日 10:00~15:00  <small>毎月第4木曜日</small> </td> </tr> </table>	<b>子どもの悩みは…</b> <b>家庭児童相談室へ</b> <small>(月曜日~金曜日 9時~16時)</small> <small>市役所1階 ☎983-1111</small>	<b>出張相談</b> <b>橋本公民館</b> 毎月第1月曜日 13:00~16:00 <b>男山公民館</b> 毎月第2火曜日 10:00~15:00 <small>毎月第4木曜日</small>
<b>子どもの悩みは…</b> <b>家庭児童相談室へ</b> <small>(月曜日~金曜日 9時~16時)</small> <small>市役所1階 ☎983-1111</small>	<b>出張相談</b> <b>橋本公民館</b> 毎月第1月曜日 13:00~16:00 <b>男山公民館</b> 毎月第2火曜日 10:00~15:00 <small>毎月第4木曜日</small>		
<b>27土</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆小学生の陸上競技教室(9時30分~11時30分、男山第二中学校)</li> <li>◆からだにやさしい健康づくり(9時30分~11時30分、橋本小学校)</li> <li>◆少年スポーツ教室・サッカー(13時~15時、馬場市民公園)</li> <li>◆21世紀地球市民講座(13時30分~15時30分、生涯学習センター)</li> <li>◆第4回やわた女性フェスティバル(13時30分~、志水公民館)</li> </ul>		

<b>28日</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆休日応急診療所の診療日(内科・小児科・歯科、受付11時30分~17時30分、休日応急診療所)</li> <li>◆青年ステップアップセミナー「インターネット体験教室」(14時~16時、生涯学習センター)</li> </ul>
<b>3/1月</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆飼えない犬・猫の引き取り日(8時30分~9時30分、環境保全課)</li> <li>◆育児健康相談(生後10カ月児、受付9時30分~10時30分、橋本公民館)</li> </ul> 
<b>2火</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機能訓練(14時~16時、文化センター)</li> </ul>
<b>3水</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成10年分所得税・住民税(事業税)申告納税出張相談(9時~11時・13時~16時、橋本公民館)</li> <li>◆マタニティスクールパートII(歯科・育児編、13時30分~15時30分、母子健康センター)</li> <li>◆機能訓練(14時~16時、八寿園)</li> <li>◆ソフトバレーボール教室(19時~21時、中央小学校)</li> </ul>
<b>4木</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆育児健康相談(生後10カ月児、受付9時30分~10時30分、母子健康センター)</li> <li>◆あいあいポケット「あそびの広場」A組(10時~11時30分、子育て支援センター)</li> <li>◆三種混合予防接種(受付13時20分~14時20分、母子健康センター)</li> </ul>
<b>5金</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆育児健康相談(生後10カ月児、受付9時30分~10時30分、南ヶ丘隣保館)</li> <li>◆1歳6カ月児健康診査(受付13時30分~14時30分、母子健康センター)</li> </ul>
<b>6土</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆21世紀地球市民講座(13時30分~15時30分、生涯学習センター)</li> </ul>
<b>7日</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆休日応急診療所の診療日(内科・小児科・歯科、受付11時30分~17時30分、休日応急診療所)</li> </ul>

### 税や公共料金の納付は口座振替で

…口座振替はこんなに便利…

- 納期ごとのわずらわしさを解消
- 納め忘れがなく安心
- 通帳に支払いが記録され家計簿がわかりにもなります


**【申込み】**  
 通帳・届出印・納付書を持参し、市内金融機関及び市外の八幡市取扱金融機関または市役所で手続きができます

**（問い合わせ）**  
**納税課(市税)**  
**水道総務課** (上下水道料金)  
**国保年金課** (国保税・年金保険料)  
 ☎983-1111

休日に病気になったときは……

## 休日応急診療所

▶診療科目 内科・小児科・歯科  
 ▶受付時間 11時30分~17時30分



☎983-3001  
(市役所北側)

## 国民健康保険診療所

▶診療科目 眼科・耳鼻咽喉科  
 ▶受付時間 13時30分~15時50分

診療日は月・水・金(祝日は除く)